別記１

電子情報に関する取扱特記事項

# （基本的事項）

第１条　乙は委託業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、情報資産等について適切に取扱い、情報資産等の漏えい、滅失、き損等の防止に万全の態勢を構築しなければならない。

また、委託業務遂行に当たっては、県の指導に従わなければならない。

# （委託事業者の明確化等）

第２条　乙は責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合には、その旨甲に届け出なくてはならない。

２　乙は作業場所を特定し、情報資産の紛失を防止しなければならない。

# （提供されるサービスレベルの保証）

第３条　乙は、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じたサービスレベルを担保しなければならない。

# （アクセス許可等）

第４条　乙は、委託に関わる情報資産の保護の必要性を理解し、委託内容に応じたアクセス制御（パスワード、取扱い者の制限等）を行なわなければならない。

# （従業員に対する教育の実施）

第５条　乙は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行わなければならない。

# （目的外利用の禁止）

第６条　甲から提供された情報資産につき、乙は業務以外で保有、複写又は利用してはならない。

２　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

# （守秘義務）

第７条　乙は、業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

# （再委託に関する制限事項の遵守）

第８条　乙は、この契約による業務の工程の全部もしくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。

２　甲が再委託を認める場合においては、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、乙と同等の水準であることを確認し、乙が担保した上で認めるものとする。

# （委託業務終了時の措置）

第９条　委託業務終了時は、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについては、契約時に明確にしておかねばらならない。

# （定期報告及び緊急時報告義務）

第１０条　甲は、乙に対して必要があると認めるときには、この契約の履行状況等について定期に報告を求めることができるものとする。

２　乙は、緊急事態が発生した場合には、甲へその事実を報告しなければならない。また、緊急時の甲への連絡先を事前に確認しておくとともに、その連絡先に含まれる個人情報の取扱いについては十分留意しなければならない。

# （県による監査等）

第１１条　甲は、乙が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、乙に監査、検査を行うことができる。

２　乙が第三者に再委託する場合、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、随時に監査、検査を行うことができるよう、乙は当該第三者と特約を結ぶものとする。

# （情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第１２条　委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、甲から外部への適切な説明責任を果たすため、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントにつき外部へ公表する場合があることを、乙は了承しているものとする。

# （損害賠償等）

第１３条　甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。